

議案第 30 号

朝霞市税条例の一部を改正する条例

朝霞市税条例（昭和 30 年朝霞市条例第 7 ノ 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2 第 26 項を同条第 27 項とし、同条第 25 項の次に次の 1 項を加える。

26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則